

令和5年2月24日版  
(Ver2.4)

# STCW条約基本訓練 (内航船関係)

## Q & A

本Q & Aについては  
説明会の際の質疑応答の内容なども踏まえ  
より分かりやすいものとなるよう  
加筆、修正等を行う場合があります。

この場合には、国土交通省海事局の  
「STCW基本訓練（内航船向け）」ウェブページに  
最新版のQ & Aを掲載いたします。  
その際、上記の日付・バージョンをご確認ください。

<STCW条約基本訓練（内航船関係）Q&A 変更履歴>

変更日	バージョン	主な変更内容	備考
2021. 8	Ver1. 0	（初稿）	HP 開設時掲載
2022. 2. 9	Ver2. 0	新たな Q&A の追加、一部の回答内容の適正化等	第 1 回説明会で配布
2022. 2. 18	Ver2. 1	船員手帳の書換え等を行った場合の「発給期限」の取扱いについて再整理の上修正（Q10）、 特例適用による訓練修了・証書発給の要否に係る表の追加（Q15） 等	第 2 回説明会で配布
2022. 3. 31	Ver2. 2	ホームページの掲載に伴い誤字等の修正	2022. 3. 31HP に公開
2022. 5. 12	Ver2. 3	登録消防講習修了者の特例及び初回の技能証明書の発給の追加	
2023. 2. 24	Ver2. 4	2022. 3. 31 の通達改正を受けた時点修正	

## I. 対象者等

Q1. 基本訓練は、全ての内航船の船員が対象になるのか。

A1. 基本訓練は、次の内航船（国際航海に従事しない船舶）に乗り組む船員（下記A2に該当する船員）が対象になります。

- 近海区域を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶
- 沿海区域（限定沿海区域を除く）を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶

Q2. 内航船については、誰が基本訓練を受けなければならないのか。

A2. 内航船（国際航海に従事しない船舶）については、次に該当する船員が基本訓練の実施対象になります。

- 海技免状を有する船員
- 航海当直部員の認定を受けている船員
- 危険物等取扱責任者の認定を受けている船員

Q3. 内航船の対象について、基本訓練に関する通達（※）では、「近海区域を航行する～」とされているところ、「航行する」とは、実際に航行する区域により判断すればよいのか。

A3. 「航行する」については、原則として、船舶検査証書等に記載の航行区域により判断します。

なお、これにより難しい特別な事情がある場合は最寄りの地方運輸局等にご相談ください。

※「基本訓練に関する通達」：STCW 条約第 6 章第 1 規則を担保するための船員労働安全衛生規則第 11 条第 1 項に基づく教育及び訓練の実施について（令和 2 年 4 月 13 日付け国海員第 14 号）。以下同じ。

Q4. 基本訓練の対象外の船舶（限定沿海区域や平水区域を航行する船舶）がドックへの入渠や船舶検査を受けるために、臨時変更証により航行区域が近海区域又は沿海区域（限定沿海区域を除く）に変更された場合は、当該船舶に乗り組む船員は基本訓練の対象となるのか。

A4. 臨時変更証により航行区域が一時的に近海区域又は沿海区域（限定沿海区域を除く。）に変更した場合は、変更前（通常）の航行区域を基本訓練制度上の「航行区域」として取り扱います。

Q5. 漁船は STCW 条約に基づく基本訓練の対象になるのか。

A5. 漁船（に乗り組む船員）については、従来の取り扱いのとおりです（実地訓練等を求めるものではありません。）。

Q6. 漁船登録されている調査船や練習船に乗り組む船員も基本訓練の対象となるのか。

A6. 調査船や練習船等でも第三種従業制限の漁船として登録されているもの（国際航海を行う第三種従業制限の漁船は除く。）については、A5 と同様に従来の取り扱いのとおりです（実地訓練等を求めるものではありません。）。

Q7. 内航船員（①限定沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶又は②総トン数 20 トン未満の船舶に乗り組む船員）についてはどのような取扱いになるのか。

A7. STCW 条約に基づく基本訓練の受講は不要ですが、各船舶所有者において、従来どおり独自に船内の安全及び衛生に関する基礎的事項の教育を行う必要があります。

Q8. 船員手帳の有効期限が 2024 年 3 月末までの者で、基本訓練を受けていないものを、近海区域を航行区域とする内航船に 2024 年 4 月以降に乗り組ませる場合には、当該船員に対し、乗船前までに基本訓練を受けさせなければならないのか。

A8. 乗船時までに基本訓練を受けさせ、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」を発給する必要があります。

（海技免状を有する者の場合には、下記 Q15 もご覧ください。）

Q9. 基本訓練の対象となる内航船員は、いつまでに基本訓練を受けなければならないのか。

A9. 乗船する船舶の航行区域及び船員の船員手帳の有効期間に応じて、下記のとおり、基本訓練の受講期限（基本訓練終了証の発給期限）が異なります。

○近海区域を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日	基本訓練修了証等の発給期限
2022年4月1日から2024年3月31日までに有効期間が満了する船員	2023年3月31日まで
2024年4月1日から2026年3月31日までに有効期間が満了する船員	2024年3月31日まで
2026年4月1日から2028年3月31日までに有効期間が満了する船員	2025年3月31日まで
2028年4月1日から2030年3月31日までに有効期間が満了する船員	2026年3月31日まで
2030年4月1日から2032年3月31日までに有効期間が満了する船員	2027年3月31日まで
新規または復帰（しばらく船員として就業せず、船員手帳の有効期間が満了していた者をいう。）により、2022年4月1日以降に新たに船員手帳を受有する船員	最初に船内における任務を割り当てられる前

○沿海区域（限定沿海区域を除く）を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間	基本訓練修了証等の取得期限
2024年4月1日から2026年3月31日までに有効期間が満了する船員	2025年3月31日まで
2026年4月1日から2028年3月31日までに有効期間が満了する船員	2026年3月31日まで
2028年4月1日から2030年3月31日までに有効期間が満了する船員	2027年3月31日まで
2030年4月1日から2032年3月31日までに有効期間が満了する船員	2028年3月31日まで
2032年4月1日から2034年3月31日までに有効期間が満了する船員	2029年3月31日まで
新規または復帰（しばらく船員として就業せず、船員手帳の有効期間が満了していた者をいう。）により、2024年4月1日以降に新たに船員手帳を受有する船員	最初に船内における任務を割り当てられる前

Q10. 船員手帳の有効期間に応じて基本訓練修了証等の発給期限が変わるとのことだが、当該有効期間について、船員手帳の書換えにより新たな船員手帳の交付を受けた場合はどのような取扱いになるのか。

A10. 船員手帳の書換え又は再交付を受けた者については、船員手帳の有効期間を下記のとおりとみなして「基本訓練修了証等の発給期限」を判断します。

<近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員>

- ① 基準日（※）に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年3月31日以前の船員  
⇒ 書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間
- ② 基準日（※）に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年4月1日以降の船員  
⇒ 書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間

<沿海区域（限定沿海区域を除く）を航行区域とする船舶に乗り組む船員>

- ① 基準日（※）に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2024年3月31日以前の船員  
⇒ 書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間
- ② 基準日（※）に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2024年4月1日以降の船員  
⇒ 書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間

※「基準日」：2022年3月1日

## II. 訓練の内容

Q11. 基本訓練は、どのような訓練を行えば（受講させれば）よいのか。

A11. 次の訓練を実施する（船員に受講させる）必要があります。

- ① 個々の生存技術（生存訓練）
- ② 防火及び消火（消火訓練）
- ③ 初歩的な応急手当（応急訓練）
- ④ 個々の安全及び社会的責任（安全社会訓練）

なお、上記①の生存訓練、上記②の消火訓練については、実地訓練を5年ごとに実施し、知識・技能が維持されていることの確認が必要です。

Q12. 生存訓練及び消火訓練について、なぜ、5年ごとの受講が必要なのか。実地訓練ではなく、座学や通信教育でも良いのではないのか。若しくは、危険物等取扱責任者のように、乗船履歴等による更新はできないのか。

A12. 基本訓練は、緊急時における船員の生存能力・対応能力を確保するために行うものであり、特に、生存訓練及び消火訓練については、非常事態における船員の安全を担保するために定期的な実地訓練が必要です。

このような理由から、STCW条約の第6章A-6-1節3規則において、5年毎に「個々の生存技術」並びに「防火及び消火」について要求される能力を維持していることを証明する必要がある旨規定されており、かつ、同条約の表A-6-1-1及び表A-6-1-2において、これらの能力については実地訓練による証明が必要な旨規定されております。



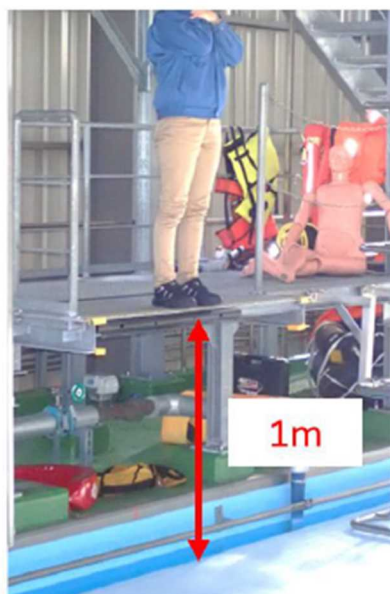
Q13. 健康上の理由により、基本訓練のうち実地訓練の実施が困難な者についても実地訓練を受講しなければならないのか。

A13. 現在、健康上の理由により、実地訓練の実施が困難な者については、事故防止のため、医師の診断書等による健康状態の確認をした上で、例えば、生存訓練でのプールへの飛び込み等実施が困難な訓練については、他者が受けるの同訓練の見学等により、同訓練の実施に代えることができることとしています。

Q14. 生存訓練でのプールへの飛び込みについては、4.5mの高所から行うと聞いたが、高齢者や健康上の配慮が必要な者にその高さからの飛び込みを行わせることは危険ではないか。

A14. 現状、生存訓練において4.5mの高所から飛び込みを行っている訓練機関はなく、各訓練機関では概ね1～2mの高さから飛び込みを行っており、また、飛び込みに不安のある者については上記の高さよりも低いところから飛び込むようにする等の対応が取られているところです。

【参考】 訓練機関での飛び込みの際の高さの例



**Q15. 海技免状を有している船員も基本訓練の受講が必要か。**

A15. 海技免状を受有している者は、当該海技免状を「基本訓練修了証」とみなすことができます。（海技免状の特例）

また、初めて海技免状の交付を受けた者は、当該海技免状の発行日から5年間に限り、当該海技免状を「技能証明書」とみなすことができます。（海技免状の初回交付の特例）

なお、上記の各取扱いについては、「基本訓練修了証」又は「技能証明書」の発給を妨げるものではありません。（A26 も参照）

**【参考】 特例適用による訓練修了・証書発給の要否**

＜訓練の修了の要否＞

	【海技免状特例】 海技免状を受有する船員		海技免状を受有しない船員			
	【海技免状初回交付の特例】 初めて海技免状を受有してから5年未満	初めて海技免状を受有してから5年以上経過	右記の特例の適用なし	【特定講習の特例】		
				免許講習の救命講習修了から5年未満	免許講習の消火講習修了から5年未満	甲種危険物取扱等責任者に係る登録消防講習修了から5年未満
修了の要否	①生存訓練 (5年ごとの修了必要)	初回のみ 不要 (省略可)	必要	必要	初回のみ 不要 (省略可)	必要
	②消火訓練 (5年ごとの修了必要)				必要	初回のみ 不要 (省略可)
	③応急訓練	不要 (省略可)		必要		
	④安全社会訓練					

＜証書の発給の要否＞

発給の要否	基本訓練修了証 (有効期間なし)	不要		必要
	技能証明書 (有効期間5年)	初回のみ 不要 (省略可)	必要	

Q16. 尾道や熊本等で実施されている六級海技士短期養成課程（新6級を修了した者の場合、修了後に航海当直部員の認定を受けられるが、当該要請課程の修了時点では六級海技士は取得できていないため、船舶に乗り組む場合には、それまでに実地訓練を含む基本訓練を実施しておかなければならないのか。

A16. 基本訓練のうち、生存訓練及び消火訓練については、六級海技士短期養成においては免許講習の救命講習及び消火講習を修了しているところ、過去5年間に海技免許を受けるためにこれらの講習を修了している場合には、救命講習の修了は生存訓練を修了と、消火講習の修了は消火訓練の修了とみなすことができるため、これにより、「技能証明書」を発給することができます（特例はこの1回限りの適用となります。）。

一方で、応急訓練及び安全社会訓練は、各船舶所有者において実施（訓練機関で実施している訓練の受講でも可）する必要があり、これらの訓練を修了させることで、「基本訓練修了証明書」を発給することができます。

※ 上記 A15 中の【参考】もご参照ください。

Q17. 危険物等取扱責任者の資格を有しているが、消火訓練の実施は必要か。

A17. 船員法第 117 条の 3 に基づく危険物取扱等責任者のうち、過去5年以内に、甲種危険物取扱責任者の認定を受けるために、登録消防講習を受講した者については、消火訓練を実施したものとみなすことができます。

※ 上記 A15 中の【参考】もご参照ください。

Q18. 甲種危険物取扱等責任者の更新講習を修了した者は、なぜ消火訓練を修了した者とみなせないのか。

A18. 基本訓練の消火訓練では実地での消火の訓練の実施が求められるところ、甲種危険物取扱等責任者の更新講習は、座学により行われているものであり、消火の実習は行っていないためです。

Q19. 生存訓練及び消火訓練について、実地での訓練が必要とのことだが、視聴覚教材を活用することはできないのか。

A19. 乗り組む船舶の設備要件を勘案し、設置・搭載義務がない設備に係る訓練であり、基本訓練に関する通達別表第1の「基本訓練の基準」欄に「視聴覚機材等による訓練に代えることができる。」旨規定している項目に限り、国土交通省での確認をうけた視聴覚教材（公益財団法人海技教育財団が作成した「STCW 条約基本訓練（個々の生存技術・防火と消火）」（DVD）（※）を用いた学習により、実地訓練の実施に代えることが可能です。  
なお、視聴覚教材を用いて一部の実地訓練を省略した訓練を受けた船員に発給する「技能証明書」には、備考としてその旨を記載していただく必要がありますので、ご注意ください。

※公益財団法人海技教育財団の公式 web サイト

⇒ <http://www.macf.jp/index.html>

Q20. 視聴覚教材により実地訓練の内容の一部を省略できるとのことだが、実地訓練機関では、現にそのような一部省略した訓練（コース）は実施しているのか。実施している場合、省略により受講費は通常の見講費より安くなるのか。

A20. イマーシヨンスーツや自蔵式呼吸具等の訓練をオプションとし、省略できることとしている訓練機関（海技教育機構）もございませう。

Q21. 応急訓練と安全社会訓練を自社で行う場合、どのような訓練を何時間行えばよいのか。

A21. 応急訓練及び安全社会訓練を含む基本訓練の訓練の内容については、基本訓練に関する通達別表第1のとおりとなっております。時間数については特段定めてはおりませんが、訓練の効果が適切に確保できる内容で実施して下さい。

Q22. 応急訓練及び安全社会訓練についても、生存訓練及び消火訓練と同様に、船員手帳の有効期間に応じて設定された期限までに船員に当該訓練を実施した上で、「基本訓練修了証」を発給しなければならないのか。

A22. 応急訓練及び安全社会訓練についても、生存訓練及び消火訓練と同様に、船員手帳の有効期間に応じて設定された期限（A9参照）までに、船員に各訓練を実施した上で、「基本訓練修了証」を発給して頂く必要があります（海技免状の特例の対象者を除く（A15参照））。



Q23. 基本訓練のうち応急訓練及び安全社会訓練は、基本的には各船舶所有者が自社内で実施することになると理解しているが、当該各訓練のテキストやDVD等の教材はないのか。

A23. 現状は、テキストやDVD等の教材はありません。基本訓練に関する通達別表第1で基本訓練の実施内容を定めていますので、訓練内容や市販の応急手当等の教材も必要に応じて活用し、各社において必要な訓練を実施して下さい。

なお、訓練内容に関するテキストについて、日本海洋資格センターのホームページにて無償で提供されております。

海洋資格センターホームページ：<https://jml-gr.jp/basic>

Q24. 習熟訓練とは具体的にどのような訓練を行えばよいのか。

A24. 習熟訓練は、STCW条約A-6/1節の1に規定されている訓練であり、基本訓練の対象とならない船員も含むすべての船員を対象に、当該船員が船内での任務を割り当てられる前に実施するものです。習熟訓練の内容は、次のとおりであり、自社において、訓練を行うか、又は十分な情報を与えて教育することになります。

<習熟訓練の内容>

- ①基本的な安全に関して船内の他の者との意思疎通ができること及び安全情報のシンボル、掲示板及び警報信号を理解できること。
- ②次の場合に何をすべきか知ること。
  - ・人の海中転落の場合
  - ・火災又は煙を探知した場合
  - ・火災警報又は退船警報が発せられた場合
- ③非常呼集及び退船配置及び非常時の脱出経路の確認
- ④救命胴衣の位置と着用
- ⑤警報の発令及び携帯用消火器使用の基本知識
- ⑥船内で一層の医療支援を捜し求める前に、自己又は他の身体上の非常事態に対し直ちに対処すること。

⑦船体開口部に設置されているもの以外の特定の船舶に適合する防火扉及び水密扉の開閉

### III. 証明書の発給

Q25. 船舶所有者が船員に対し発給する証明書は何があるのか。

A25. 船舶所有者は生存訓練、消火訓練、応急訓練及び安全社会訓練を修了した者に対し「基本訓練修了証（第一号書式）」を、生存訓練及び消火訓練を修了した者に対し有効期間が5年間の「技能証明書（第二号書式）」を発給します。

Q26. 船員経験者を中途採用等で採用した場合に、当該船員が前の勤務先で発給された基本訓練修了証及び技能証明書を保有している場合でも、当社で「基本訓練修了証」及び「技能証明書」を再度発給しなければならないのか。

A26. 既に「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の発給を受けている船員については、その有効期間内であれば、新たな勤務先において改めて発給する必要はありません。

ただし、同船員が紛失等により各証書を保有していない場合には、同船員が基本訓練を修了していること等を当時の船舶所有者に確認した上で、同船員を中途採用した船舶所有者において各証書を発給することが可能です。

この場合、上記により発給する「技能証明書」の有効期間は、紛失等した「技能証明書」の有効期間を引き継ぐこととなりますので、ご注意ください。



Q27. 海技免状の交付を受けている者に対して「基本訓練修了証」を発給する場合は、同修了証の発給年月日はどのような扱いとなるのか。また、海技免状をはじめ取得してから5年を経過していない者に対して、「技能証明書」を交付する場合は、同証明書の発給年月日や有効期間はどのような扱いとなるのか。

A27. 海技免状の交付を受けている者に対して「基本訓練修了証」を発給する場合の同修了証の発給年月日は、当該海技免状の交付日となります。

また、初めて海技免状の交付を受けてから5年を経過していない者に対して「技能証明書」を発給する場合の同証明書の発給年月日も当該海技免状の交付日とし、有効期間は、同交付日から5年間となります。（下記例参照）

（例）「海技免状」の交付日：令和4年4月1日

↓

「技能証明書」の有効期間：上記交付日から令和9年3月31日まで

Q28. 初回の技能証明書の発給にあたり、法第117条の3に基づく危険物等取扱責任者の認定を受けることを目的として過去5年以内に、登録消防講習を修了している場合、技能証明書の発給日は、「STCW 条約第6章第1規則に定める基本訓練の実施について（R2.4.13 国海員第15号）」第1表又は第2表で定める発給期限の日を発給日とすれば良いのか。若しくは、「STCW 条約第6章第1規則を担保するための船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく教育及び訓練の実施について（R2.4.13 国海員第14号）」4（3）で定める発給日を指しているのか。

A28. 「STCW 条約第6章第1規則に定める基本訓練の実施について（R2.4.13 国海員第15号）」第1表又は第2表で定める発給期限の日を発給日とすることができます。

Q29. 先般、行政手続きでの押印を不要とする見直しが行われたが、基本訓練修了証及び技能証明書についても発給者となる船舶所有者等の押印は省略することができるのか。

A29. 基本訓練修了証及び技能証明書は、いずれも証明書類となるため、押印が必要です（省略はできません）。

Q30. 基本訓練修了証及び技能証明書の様式には和文に加えて英文も記載されているが、（船舶所有者等による）各証書へ必要事項の記入も英文での記入が必要になるのか。内航船（国際航海に従事しない船舶）のみに乗り組む船員に対して発給するものについては、英文の記載は不要ではないか。

A30. 内航船（国際航海に従事しない船舶）のみに乗り組む船員であれば、英文の記載を省略することが可能です。

なお、当該英文を省略した「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の発給を受けている者が外航船（国際航海に従事する船舶）に乗り組む場合には、英文も記載した各証書を発給し直す必要があります。

この場合、発給し直す「技能証明書」の有効期限は、発給し直す前の「技能証明書」の有効期限を引き継ぐこととなります。

Q31. 最初の報告時に提出する資質基準システム運用マニュアルとはどのようなものか、見本はないか。

A31. 「資質基準システム運用マニュアル」のひな型をホームページに掲載しております。。

なお、ISO9001等の品質マネジメントシステムや、各社で定めている訓練実施要領等に、基本訓練に関する通達による内容を反映していただき、それを当該マニュアルとすることでも構いません。

#### IV. 訓練実施機関

Q32. 基本訓練を実施可能な施設が少ないのではないか。

A32. 現在、国土交通省において、訓練機関への働きかけ等を行っているところです。受講しやすい環境の整備に努めて参ります。

Q33. 自社で基本訓練を実施することは可能なのか。

A33. 基本訓練については、生存訓練及び消火訓練も含め、4つの訓練すべてを船舶所有者が自社で行うことも可能です。

ただし、生存訓練及び消火訓練については、訓練実施のための施設・設備等の確保が必要であり、実施にあたっては、あらかじめ各訓練の基準（訓練の実施内容・方法、講師の要件、施設・設備・教材等）を満たしているか等について、国土交通省（海事局船員政策課）による確認を受ける必要があります。

Q34. 応急訓練及び安全社会訓練を訓練機関で受講することはできないのか。

A34. 現時点では、日本サバイバルトレーニングセンターが生存訓練及び消火訓練に加え、応急訓練及び安全社会訓練を実施しています。

Q35. いずれの訓練も、講師の要件として、三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）以上の海技資格を有していることとされているが、内航船社には、三級海技士がいないところもあり、講師を確保するのが困難な状況である。緩和措置はないのか。

A35. 基本訓練のうち応急訓練及び安全社会訓練の講師の要件について、海技士資格を有している者とししました。

Q36. 応急訓練の講師について、三級海技士（航海又は機関）以上の海技資格を有していないが、基本訓練に関する通達上の講師の要件に記載の「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」として、消防署発行の応急手当普及員の資格又は衛生管理者の資格を有している者を講師とすることはできないのか。

A36. 基本訓練のうち応急訓練及び安全社会訓練の講師の要件について、海技士資格を有している者としました。

## V. その他

Q37. 基本訓練の受講にかかる費用は、船舶所有者が負担しなければならないのか。船員に負担をさせては駄目なのか。

A37. 基本訓練は、船員労働安全衛生規則第 11 条の規定に基づき船舶所有者が実施するものであることから、その費用の負担も船舶所有者が行うべきものと考えます。